

J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会の 取り組みについて

平成 27 年 8 月 25 日

J A 福島中央会

I 原発事故に伴う賠償・補償対策にかかる体制

1. 県段階

東日本大震災復興・再建対策 J Aグループ中央本部の考え方にに基づき設置。

- ・ 名称：J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会
- ・ 設立：平成 23 年 4 月 26 日
- ・ 構成団体：県内 17 J Aほか関係団体で設立。計 35 団体。
* 行政からの依頼を受け組合員以外も対応

2. J A等段階

損害賠償の請求者が多数で対象品目の範囲が広く、解決までの期間が長期間にわたることが予想されたことから J A等においても損害賠償請求手続きを担うための必要な体制を構築した。(担当部署・担当者の明確化、専任部署・専任担当者(5JA)の配置。)

3. 県協議会事務局体制

(1) 要員：9 名 (部長兼務 1 名、班員 8 名)

(2) 構成

- ・ 中央会職員：5 名 (正職員 2 名・臨時職員 3 名)
- ・ 電算センターから出向：職員 1 名
- ・ 全農福島 駐在：職員 2 名
- ・ システムエンジニア：1 名

4. 県協議会運営経費

- ・ 26 年度実績：23,390 千円 (過年度も概ね同じ)

(主な内訳)

- ・ S E 派遣料：7,499 千円
- ・ システム開発・運用費：12,409 千円
- ・ 人件費：2,329 千円
- ・ 協議会運営経費：1,000 千円

※財源は請求者の賠償金から留保している「留保金」から負担。

II 損害賠償請求・賠償金受取額

1. 平成 27 年 7 月 22 日現在

- 請求額 2, 180 億円 (主な内訳: 不耕作 798 億円、園芸 581 億円)
- 受取額 2, 054 億円
- 賠償率 94%

2. 請求・支払事務

(1) 賠償金支払等

東京電力への農畜産物損害賠償請求に対する賠償金支払いは、一定のサイクルで支払いとなっている。

- ・穀類等については請求の翌々月に本払い
- ・畜産、園芸については、請求の翌月に仮払い 50%、翌々月に本払い 50%

(2) 請求回数等

避難指示区域内等と避難指示区域等以外に区分し、それぞれ毎月請求している。

- ・避難指示区域等: 第 1 次請求 (H23. 8) から第 53 次請求 (H27. 7)
- ・避難指示区域等以外: 第 1 次請求 (H23. 5) から第 50 次請求 (H27. 7)

III 課題

1. 東京電力の迅速な対応

迅速かつ一元的に意思決定するため、東京電力は福島県に「福島復興本社」を設置し、「福島原子力補償相談室」→「補償相談ユニット」→「補償相談センター」(県内 5 か所: 福島市に設置した同センターが統括) を組織し対応している。

協議会と東京電力との交渉実務は、福島市に設置された「補償相談センター」が窓口となっているが、交渉の最終的な判断は、(東京) 本社で行うため検討・協議から決定まで相当程度時間がかかっている。

2. 損害賠償基準の変更

東京電力は、生産者等の意見を十分に確認せず、協議会との事前協議もなく、年度途中で基準の変更の提示がある。また、既に事業がとりすすめられているにもかかわらず、賠償の考え方が決定していない案件もある。

さらに、次のとおり協議会との事前協議がなく、国と交渉した結果をもって基準の変更がとりすすめられた案件も生じている。

○放射能セシウム の吸収抑制対策にかかるカリ肥料の散布費用

国は、同カリ肥料の散布費用については、平成 24 年 8 月 24 日文書により取り扱うこととしたが、その後、26 年産及び 27 年産について、協議会への事前協議等なく別紙のとおり、基準の変更をとりすすめた。

3. 返金等にかかる事務の煩雑化と古次請求の累積

東京電力では仮払いを2週間で支払うために、仮払いの審査は、ほとんど行われていない。

一方、本払い時の審査では、厳しく行われその時に不備が発見された場合、一旦支払った仮払金を返金することとなる。これにより、JA等においては、一度支払った仮払金を生産者から回収するなど、請求の変更や東京電力への返金事務等が頻繁に発生し煩雑になっている。

また、請求者によっては、死亡や廃業、相続手続きの遅延等すぐに返金できないケースもあり、過去に行われた古い請求が累積してきている。(H27.7月末現在：3,834件)

4. 営業損害賠償関係

(1) 逸失利益及び追加的費用の損害賠償について未合意があるので、賠償実現に向けた支援が引き続き必要となっている。

逸失利益：4JA、1団体

追加的費用：9JA、2団体

(2) 財物賠償にかかる少額資産にかかるADRに対する賠償実現に向けた支援が引き続き必要となっている。

5. 損害賠償請求・支払管理にかかるシステム対応

牧草、穀類の請求については、システム化対応が遅れている。

また、基準変更に伴う改善対応が都度、必要となる。

6. 協議会への苦情

協議会は請求者から委任状の提出を受けて、東京電力との請求・交渉等を行っているが、請求内容や提出したエビデンスに疑義があり賠償金の支払い保留や返還に関して、協議会への苦情がある。

7. その他

協議会を通じた請求の中に、東京電力が損害賠償にかかる交渉の一切について代理人弁護士を立てて対応している案件が発生している。

また、当該請求者は、ADRにも提訴（協議会請求以外の事項と協議会請求の一部を含む）し、請求者自らも代理人弁護士（ADR案件のみ）を立てている。

さらに、当該請求者は、国・東京電力に対しても提訴を行っている。

(参考)

○ 損害賠償・補償対策の業務等

1. 主な業務

- (1) 請求の取り纏め、東京電力への請求
- (2) 東京電力からの賠償金の支払いを会員団体に送金
- (3) 東京電力との請求基準や支払いに関する協議・交渉
- (4) 東京電力からの請求内容等に関する問い合わせ等への対応
- (5) 会員団体からの問い合わせ等への対応・請求事務等の指導
- (6) 会員団体を参集した会議の開催（担当者会議、役員会・総会の開催）
- (7) 請求・支払い等に関する管理業務
- (8) 損害賠償システムの改善・開発業務

2. 損害賠償請求関係

(1) 避難指示区域等における損害賠償請求

不耕作(休業補償)請求が中心。23年から期待所得に基づく請求を開始し、25年には最長28年までの「包括請求」を行い概ね賠償された。27年は一年毎の請求を選択した農業者の不耕作請求を行っている。

① 不耕作（休業補償）

避難による不耕作。期待所得による米、転作作物、畑作物、畜産の休業補償。

② 廃棄

避難時（平成23年3月～5月）に栽培されていた畑作物、自家保有米等の損害。

③ 家畜の処分

旧警戒区域等の家畜のへい死や殺処分等

(2) 避難指示区域等外の損害賠償請求

① 穀類（米、麦、そば等）

ア 出荷停止品目

出荷制限により生産者が圃場廃棄した農産物

出荷制限により作付をできなかった農産物

イ 風評被害による市況格差

取引回避の影響によるもの

販売遅延の影響によるもの

販売のための増こう費用

販売不能となった場合の品代並びに現品廃棄費用

② 園芸（野菜、果実）

- ア 出荷停止品目（原木シイタケ、タケノコ、たらのめ、ウメ、ゆず等）
 - ・廃棄・返品
出荷制限により生産者が圃場廃棄した農産物
 - ・市況格差
出荷停止となっていたものが解除となったものの、価格下落が生じている農産物
- イ その他被害品目（ニラ、胡瓜、トマト、菌床しいたけ、いちご、桃、花卉等）
 - ・廃棄・返品
風評被害により、出荷先から受入拒否、返品等により廃棄せざるを得なかった農産物。
 - ・市況格差
風評被害により、価格下落が生じている農産物。

③ 畜産・酪農

- ア 出荷停止品目
出荷制限による原乳の廃棄、乳量減少による被害
- イ その他家畜被害
風評被害により、価格下落が生じている家畜。

④ 牧草

利用自粛による代替飼料購入費用等

(3) 営業損害賠償請求

任意交渉で行っている賠償の種別は「逸失利益」「追加的費用」「財物」の3区分となっている。

「逸失利益」「追加的費用」は協議会を通じて請求しているが、「財物」と3区分に該当しない個別案件・ADR（職員の就労不能・少額資産）などは、東京電力と直接交渉・請求を行っている。

① 逸失利益賠償の考え方

協議会のJA及び関連団体については、基本的に差額方式による損害認定を行っている。

※全農(H23年度)・厚生連は貢献利益率方式での賠償請求を行っている。

② 追加的費用賠償の考え方

東電の示した損害賠償基準(以下「基準」という)は双方での合意はなされていない。

しかし、基準の合意まで賠償がなされないことは問題があるので、東電が賠償を認めている項目については請求し賠償が実現している。東電が賠償を認めていない賠償項目について協議を行い基準の変更を行っている。

③ 財物賠償の考え方

区域内を営業範囲とする団体については、原発事故に起因して受けた財物(償却資産など)の損害について損害賠償請求を行っている。

3. 担当別従事人数・兼務体制

- ・品目別担当
穀類(2名)、園芸(2名)、畜産(2名)、避難区域等(1名)、営業損害(1名)
- ・請求事務(7名)、支払い事務(8名)、請求・支払管理業務(3名)
- ・システム運用・開発(2名) ・全体総括(1名)

4. 損害賠償・補償実現に向けた受任事務のこれまでの成果

○23年度

- ・損額賠償請求事務については、請求様式の定型化を図り、担当者会議等により事務処理の統一化や請求内容の調整等を図り取りまとめを行い、東京電力に対し請求した。
- ・東京電力からの支払いが進まなかったが、全中との交渉により請求に対する90%の仮払いが実現した
- ・生産者毎の損害額の集計や賠償金等の配分交付にあたり、JA等における事務作業の軽減のため集計システムを構築し、組合員コード管理による事務を進めた。
- ・警戒区域等の避難者については、請求に要する証拠書類の提出が困難なことから、福島県の協力を得て経営指標(期待所得)を策定、これにより簡便な方法で損害賠償請求を可能とし、さらには、避難者に対する賠償金の支払いの迅速化を図るため、毎月2回請求を行い、請求後1週間で支払われるよう東京電力と調整した。

○24年度

- ・避難区域等の不耕作(休業補償)請求については、平成23年と同様に期待所得に基づく請求を行い、概ね請求後2か月程度での支払いを受けている。
- ・避難区域等以外の農畜産物損害賠償請求(価格下落等)については、賠償金支払いが遅延していたことから、24年4月に東京電力へ賠償金の早期支払いを要求した結果、仮払い(5割)が実現した。現在の、請求後翌月仮払い(5割)、翌々月には保留者を除いて本払い(5割)の支払いサイクルとなった。

○25年度

- ・東京電力に対する要求活動の結果、農産物の放射性物質検査費用、販売促進PR費用等について賠償の対象とすることなどの回答を引き出すことができた。
また、支払い事務にかかる経費(事務経費)については、全中の協議を通じて、東京電力から委託を受けた費用として支払の対象となり、本県の試算を提示し、それに基づいた単価が採用され3月末までに3億14百万円の支払いを受けた。

※事務経費に含まれるもの

- ① 人件費のうち次に掲げるもの：請求とりまとめにかかる人件費のうち臨時雇用の人件費、職員(プロパー)の時間外賃金の一部、送金事務にかかる人件費、
- ② 耗品費の一部
- ③ 通信費等の一部

- ④ システム開発費の一部、
- ⑤ 送金費用（賠償金振込手数料）
- ・平成 24 年産米の損害賠償請求基準について、東京電力との交渉の結果、生産者損害の請求に選択制（基準年①20 年産、②20 年～22 年産の平均）が採用されることになり、各 J A の実態に沿った請求ができることとなった。
- ・放射性物質吸収抑制対策にかかる損害賠償請求において、東京電力との協議等により、県内全域で賠償請求を認める方針を引き出すことができた。

○26年度

- ・旧緊急時避難準備区域の平成 26 年以降の不耕作請求(南相馬市)について、東京電力と協議の上、類型化(休業継続要件についてある程度の人数・集団が該当する場合)できるものについて団体請求を可能とすることができた。